#### 当座貯金

(2025年4月1日現在)

商品名	・当座貯金		
ご利用いただける方	・個人および法人(団体を含む。)		
期間	・期間の定めはありません。		
預入方法 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	<ul> <li>・随時預け入れできます。</li> <li>・1円以上</li> <li>・1円単位</li> </ul>		
払戻方法	・小切手・手形または当組合所定の払戻請求書により随時払い戻しできます。		
利息	・無利息となります。		
手 数 料	・小切手・手形用紙代金は店頭に備え置く手数料等一覧に記載します。		
付加できる特約事項	・別途審査により貸越を利用できます。 ・個人のお客さまは通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンク アプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明 細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。		
貯金保険制度	・貯金保険制度により全額保護されます。		
(公的制度)			
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。) につきましては、当 J A本支店または金融部(電話:0478-70-7715)にお申し出ください。当 J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、J A バンク相談所(電話:03-6837-1359)で		
	も、苦情等を受け付けております。 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会総争解決センター (電話:03-3581-0031) 第一東京弁護士会仲裁センター (電話:03-3595-8588) 第二東京弁護士会仲裁センター (電話:03-3581-2249) 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」		
その他参考となる 事項	<ul> <li>・口座開設にあたり所定の審査が必要となります。</li> <li>・この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約出来ます。ただし、当JAに対する解約の通知は書面によるものとします。</li> <li>・この取引が終了した場合には、その終了前に振出された約束手形、小切手または引受けられた為替手形であっても、当JAはその支払義務を負いません。</li> <li>・前項の場合には、未使用の手形用紙、小切手用紙は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。</li> </ul>		
	・呈示された手形、小切手は、呈示日の14時までに当座勘定に受け入れたまた		

は振込みされた資金により支払います。ただし14時以降に入金した資金であっ
ても、当組合が認めた場合には支払いに充当することができるものとし、この取
扱いによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。
<ul><li>・この貯金け 2025年4月1日上り新規口座開設の取扱いを停止しています。</li></ul>

#### 普通貯金

(2022年11月29日現在)

商品名	・普通貯金		
ご利用いただける方	・個人および法人(団体を含む。)		
期間	・期間の定めはありません。		
預入方法			
(1)預入方法	・随時預け入れできます。		
(2)預入金額	・1円以上		
(3)預入単位	・1円単位		
払戻方法	・随時払い戻しできます。		
利息			
(1) 適用金利	・毎日の約定利率を適用します(変動金利)。		
(2) 利払頻度	・毎年3月と9月の当JA所定の日に支払います。		
(3) 計算方法	<ul><li>毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を 100 円として 1 年を 365 日</li></ul>		
(3) 119-73 12	とする日割計算をします。		
(4)税 金	・個人のお客さまは20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税、		
	法人のお客さまは総合課税となります。		
	※ 2037 年 12 月 31 日までの適用となります。		
(5)金利情報の入手	- ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。		
方法	並作は内域の並作技術が、「代表がしているう。		
手数料	・キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当 J Aおよびオンライン提携金融		
于 数 桁	機関等の所定の手数料がかかることがあります。		
	・2021 年 10 月 1 日以降に開設した口座については、一定の期間利用がない場合		
	には、未利用口座管理手数料をいただきます。		
	には、不利用口座自座子数件をいたにさまり。		
付加できる特約事項			
刊加てさる付利事項	・個人のお客さまは総合口座による当座貸越ができます。 ・個人のお客さまはマル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)		
	・個人のお谷さまはマル優(厚かい有等を対象とする「少額灯番弁硃忱制度」) の取扱いができます。		
	・キャッシュカードによりATM等で入出金ができます。		
	・キャッシュカードはデビットカードとしてもご利用になれます。		
	・給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払のお取扱いができます。		
	また、自動送金・自動集金のお取扱いもできます。 ・希望される場合は、既存の普通貯金の口座番号をそのままに全額を普通貯金無		
	利息型(決済用)へ切替えることができます。 ・個人のお客さまは通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンク		
	・個人のね各さまは		
	対象をご確認いただくサービス)がご利用になれます。		
貯金保険制度	・保護対象		
(公的制度)	当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第		
(AHJINJQ)	51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、		
	要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合		
	わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。		
苦情処理措置および	苦情処理措置   本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。) につきま		
紛争解決措置の内容	しては、当 J A本支店または金融部 (電話: 0478-70-		
	7715)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情		
	等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等		
	の解決を図ります。		
	また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)で		
	も、苦情等を受け付けております。   紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関		
	初手解伏指直   外部の初手解伏機関を利用して解伏を図りたい場合は、次の機関   を利用できます。上記当 J A 金融部または J A バンク相談所にお		
	申し出ください。なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、		
	第二東京弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。		

	東京弁護士会紛争解決センター
	(電話:03-3581-0031)
	第一東京弁護士会仲裁センター
	(電話:03-3595-8588)
	第二東京弁護士会仲裁センター
	(電話:03-3581-2249)
	「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東
	京三弁護士会」という) では、東京以外の地域のお客様からのお
	申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便
	利な地域で手続を進める方法もあります。
	・現地調停 : 東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ
	会議システム等により、共同して解決に当ります。
	・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移
	管します。
	なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているもの
	ではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京
	三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる	・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月10日ま
事項	で未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させてい
	ただきます。

### 総合口座

(2022年11月29日現在)

商品名	・総合口座
ご利用いただける方	・個人のみ(当座貸越取引が行われることから未成年者と取引する場合は、法定
= 13/13 · 12/21/ 3/3	代理人と取引を行います。)
期間	・期間の定めはありません。
預入方法	別用 √ ) た
(1)預入方法	・随時預け入れできます。
(2)預入分伝 (2)預入金額	- ・1円以上
(3)預入単位	・1円単位
払戻方法	・随時払い戻しできます。
利息	
(1) 適用金利	・毎日の店頭表示の普通貯金利率を適用します(変動金利)。
(2)利払頻度	・毎年3月と9月の当JA所定の日に支払います。
(3)計算方法	・毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を 100 円として 1 年を 365 日 とする日割計算をします。
(4)税 金	・20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) ※の分離課税となります。
	※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。
(5) 金利情報の入手	・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
方法	
手 数 料	<ul><li>・キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当」Aおよびオンライン提携金融</li></ul>
	機関等の所定の手数料がかかることがあります。
	・2021年10月1日以降に開設した口座については、一定の期間利用がない場合
	には、未利用口座管理手数料をいただきます。
	なお、詳しくは、貯金規定に記載のとおりです。
付加できる特約事項	・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができま
1174 ( C. 2) 11 11 1 1 1 1	す。
<b> </b>	・自動継続扱いの期日指定定期貯金、スーパー定期貯金、大口定期貯金、変動金利定期貯金、据置定期貯金を担保組入れすることにより、当座貸越をご利用できます。貸越限度額は、期日指定定期貯金、スーパー定期貯金、大口定期貯金、変動金利定期貯金、据置定期貯金残高の合計額の90%(千円未満切捨て)、最高200万円までご利用になれます。貸越利率は、定期貯金の利率に年0.5%上乗せした利率が適用されます。 ・キャッシュカードによりATM等で入出金ができます。 ・キャッシュカードはデビットカードとしてもご利用になれます。 ・給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払のお取扱いができます。 また、自動送金・自動集金のお取扱いもできます。 ・希望される場合は、既存の普通貯金の口座番号をそのままに全額を総合口座無利息型(決済用)へ切替えることができます。 ・通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。
貯金保険制度   (ハ ぬま)   (ハ ぬま)	・保護対象
(公的制度) 	当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第
	51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、
	要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合
the falls to see the property	わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。) につきましては、当JA本支店または金融部(電話:0478-70-7715)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。
	肝仏で囚ソみり。

-		
		また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)で
		も、苦情等を受け付けております。
	紛争解決措置	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関
		を利用できます。上記当 $\int A$ 金融部または $\int A$ バンク相談所にお
		申し出ください。なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二
		東京弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。
		東京弁護士会紛争解決センター
		(電話:03-3581-0031)
		第一東京弁護士会仲裁センター
		(電話:03-3595-8588)
		第二東京弁護士会仲裁センター
		(電話:03-3581-2249)
		「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東
		京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお
		申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便
		利な地域で手続を進める方法もあります。
		・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ
		会議システム等により、共同して解決に当ります。
		・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移
		管します。
		なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているもの
		ではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京
		三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる	・通帳に記帳い	いただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月10日ま
事項	で未記帳の特	犬態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させてい
	ただきます。	
	・貸越が発生し	している状態で一定の条件になった場合には、貸越金を即時にご返
	済いただく場	場合があります。

#### 営農貯金

(2022年11月29日現在)

<del></del>	チ/ A Lヤ V ( 7,7,7	. ## \	
商品名	・普通貯金(営		
ご利用いただける方	<ul><li>・個人および法人(団体を含む。)</li></ul>		
期間	・期間の定めは	ありません。	
預入方法			
(1)預入方法	・随時預け入れできます。		
(2) 預入金額	・1円以上		
(3)預入単位	・1円単位		
払戻方法	・随時払い戻し	できます。	
利息			
(1) 適用金利	・毎日の約定利	率を適用します(変動金利)。	
(2) 利払頻度		月の当JA所定の日に支払います。	
(3) 計算方法	1 1	高 1,000 円以上について付利単位を 100 円として 1 年を 365 日	
(3) 413174 12	とする日割計		
(4)税 金		まは20.315% (国税15.315%、地方税5%) ※の分離課税、	
		まは総合課税となります。	
		月31日までの適用となります。	
(こ) 公利は却のする		· -	
(5)金利情報の入手	<ul><li>・ 金利(は) 店類(り)</li></ul>	金利表示ボードに表示しています。	
方法	1. 2. 2	10)_1 v 27 1 U → 66 0 mm)_1/2 x 1 1 2 0 1 v = 2 v U I I I I A ZI	
手数料	•	ードによる預入・払戻等の際に当JAおよびオンライン提携金融	
		の手数料がかかることがあります。	
	· ·	1日以降に開設した口座については、一定の期間利用がない場合	
		口座管理手数料をいただきます。	
	なお、詳しく	は、貯金規定に記載のとおりです。	
付加できる特約事項	・個人のお客さ	まはマル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)	
	の取扱いがで	きます。	
	・キャッシュカ	ードによりATM等で入出金ができます。	
	・キャッシュカ	ードはデビットカードとしてもご利用になれます。	
	・給与・年金等	の自動受取、公共料金等の自動支払のお取扱いができます。	
	また、自動送	金・自動集金のお取扱いもできます。	
	・個人のお客さ	まは通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンク	
	アプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明		
	細等をご確認	いただくサービス)がご利用になれます。	
貯金保険制度	・保護対象		
(公的制度)	当該貯金は当	JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第	
	51条の2に規	定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、	
	要求払い、決済	済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合	
		000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。	
苦情処理措置および		本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきま	
紛争解決措置の内容		しては、当 J A本支店または金融部 (電話: 0478-70-7	
10 1.11LO(19 E 45) 1.11L		715)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等	
		に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の	
		に対処する思労を整備し、近逐がう適切な対応に劣め、占 情等の 解決を図ります。	
		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
		また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)で	
		も、苦情等を受け付けております。	
		外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関	
		を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお	
		申し出ください。なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二	
		東京弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。	
		東京弁護士会紛争解決センター	
		(電話:03-3581-0031)	

	第一東京弁護士会仲裁センター
	(電話:03-3595-8588)
	第二東京弁護士会仲裁センター
	(電話:03-3581-2249)
	「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東
	京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお
	申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便
	利な地域で手続を進める方法もあります。
	・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ
	会議システム等により、共同して解決に当ります。
	・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移
	管します。
	なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているもの
	ではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京
	三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる	・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月10日ま
事項	で未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させてい
	ただきます。

#### こども貯金

(2021年10月1日現在)

	会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる 事項	_

#### 普通貯金無利息型<決済用>

(2025年11月15日現在)

	1	(2025年11月15日現在)		
商品名	・普通貯金無利	刊息型<決済用>		
ご利用いただける方	・個人および法人(団体を含む。)			
期間	・期間の定めば	はありません。		
預入方法				
(1)預入方法	・随時預け入れ	1できます。		
(2) 預入金額	・1円以上			
(3)預入単位	<ul><li>1円単位</li></ul>			
払戻方法	・随時払い戻しできます。			
利息	・無利息となり	ります。		
手 数 料	・キャッシュブ	カードによる預入・払戻等の際に当 J Aおよびオンライン提携金融		
		定の手数料がかかることがあります。		
		1 日以降に開設した口座については、一定の期間利用がない場合		
	*	用口座管理手数料をいただきます。		
		くは、貯金規定に記載のとおりです。		
付加できる特約事項		さまは総合口座による当座貸越ができます。		
11/14 ( C Q 11/1/17 + X		カードによりATM等で入出金ができます。		
	* *	カードはデビットカードとしてもご利用になれます。		
		等の自動受取、公共料金等の自動支払のお取扱いができます。		
	* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	送金・自動集金のお取扱いもできます。		
		さまは通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンク		
	・個人のお客さまは逋帳レスロ座サービス(逋帳等の発行に代えて」 アプリにより通帳レスロ座利用規定が適用される貯金口座の残高・ 細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。			
	717 4 2 - 1921	2 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -		
貯金保険制度	・貯金保険制	・貯金保険制度により全額保護されます。		
(公的制度)				
苦情処理措置および	苦情処理措置	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきま		
紛争解決措置の内容		しては、当JA本支店または金融部(電話:0478-70-7		
		715)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等		
		に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の		
		解決を図ります。		
		また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)で		
		も、苦情等を受け付けております。		
	AA & ## 14 III			
	紛争解決措置	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関		
	紛争解決措置 	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関 を利用できます。上記当「A金融部または「Aバンク相談所にお		
	紛争解決措置 	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関 を利用できます。上記当 J A 金融部または J A バンク相談所にお 申し出ください。なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二		
	粉争解决措置	を利用できます。上記当 J A 金融部または J A バンク相談所にお申し出ください。なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二		
	粉争解决措置	を利用できます。上記当 J A 金融部または J A バンク相談所にお申し出ください。なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。		
	粉争解决措置	を利用できます。上記当 J A 金融部または J A バンク相談所にお申し出ください。なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。 東京弁護士会紛争解決センター		
	粉争解决措置	を利用できます。上記当 J A 金融部または J A バンク相談所にお申し出ください。なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031)		
	粉争解决措置	を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。 東京弁護士会紛争解決センター (電話:03-3581-0031) 第一東京弁護士会仲裁センター		
	粉争解决措置	を利用できます。上記当 J A 金融部または J A バンク相談所にお申し出ください。なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031)第一東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3595-8588)		
	粉爭解決措置	を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031)第一東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3595-8588)第二東京弁護士会仲裁センター		
	粉爭解決措置	を利用できます。上記当 J A 金融部または J A バンク相談所にお申し出ください。なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031)第一東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3595-8588)第二東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3581-2249)		
	粉爭解決措置	を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031)第一東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3595-8588)第二東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3581-2249)「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東		
	粉爭解決措置	を利用できます。上記当 J A 金融部または J A バンク相談所にお申し出ください。なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031)第一東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3595-8588)第二東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3581-2249)		
	粉爭解決措置	を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。 東京弁護士会紛争解決センター (電話:03-3581-0031) 第一東京弁護士会仲裁センター (電話:03-3595-8588) 第二東京弁護士会仲裁センター (電話:03-3581-2249) 「東京弁護士会、第一東京弁護士会(以下「東京主弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお		
	初争解决措置 	を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031)第一東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3595-8588)第二東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3581-2249)「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便		
	粉爭解決措置	を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031)第一東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3581-2249)「東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3581-2249)「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。		
	粉爭解決措置	を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031)第一東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3595-8588)第二東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3581-2249)「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ		
	粉争解决措置	を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031)第一東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3595-8588)第二東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3581-2249)「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。		
	粉爭解決措置	を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031)第一東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3581-2249)「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移		

	ではありません。具体的内容は上記 J Aバンク相談所または東京 三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる 事項	・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月10日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。

総合口座(普通貯金無利息型<決済用>)

(2022年11月29日現在)

<b></b>	(A) ( A)			
商品名	・総合口座(普通貯金無利息型<決済用>)			
ご利用いただける方	・個人のみ(当座貸越取引が行われることから未成年者と取引する場合は、法定			
	代理人と取引を行います。)			
期間	・期間の定めはありません。			
預入方法				
(1)預入方法	・随時預け入れできます。			
(2) 預入金額	・1円以上			
(3)預入単位	・1円単位			
払戻方法	・随時払い戻しできます。			
利息	・普通貯金は無利息となります。			
手 数 料	<ul><li>・キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当JAおよびオンライン提携金融</li></ul>			
	機関等の所定の手数料がかかることがあります。			
	・2021年10月1日以降に開設した口座については、一定の期間利用がない場合			
	には、未利用口座管理手数料をいただきます。			
	なお、詳しくは、貯金規定に記載のとおりです。			
付加できる特約事項	・自動継続扱いの期日指定定期貯金、スーパー定期貯金、大口定期貯金、変動金利定期貯金、据置定期貯金を担保組入れることにより、当座貸越をご利用できます。貸越限度額は、期日指定定期貯金、スーパー定期貯金、大口定期貯金、変動金利定期貯金、据置定期貯金残高の合計額の90%(千円未満切捨て)、最高200万円までご利用になれます。貸越利率は、定期貯金の利率に年0.5%上乗せした利率が適用されます。			
	・キャッシュカードによりATM等で入出金ができます。			
	<ul><li>・キャッシュカードはデビットカードとしてもご利用になれます。</li></ul>			
	・給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払のお取扱いができます。			
	また、自動送金・自動集金のお取扱いもできます。			
	・通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えて J A バンクアプリにより通帳 レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いた			
	レスロ座利用規定が適用される財金ロ座の残局・八田金明神寺をご確認いた だくサービス)がご利用になれます。			
貯金保険制度	・貯金保険制度により全額保護されます。			
(公的制度)	*別.並体状型及1〜みツ土銀体設で40あり。			
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または金融部(電話:0478-70-7715)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお			
	申し出ください。なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。 東京弁護士会紛争解決センター (電話:03-3581-0031) 第一東京弁護士会仲裁センター (電話:03-3595-8588) 第二東京弁護士会仲裁センター (電話:03-3581-2249) 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京主会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便			

	利な地域で手続を進める方法もあります。		
	・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ		
	会議システム等により、共同して解決に当ります。		
	・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移		
	管します。		
	なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているもの		
	ではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京		
	三弁護士会にお問合せください。」		
その他参考となる	・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月10日ま		
事項	で未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させてい		
	ただきます。		
	・貸越が発生している状態で一定の条件になった場合には、貸越金を即時にご返		
	済いただく場合があります。		

### 貯蓄貯金

(2022年11月29日現在)

<i>t</i>	arthur A			
商品名	・貯蓄貯金			
ご利用いただける方	<ul><li>・個人のみ</li></ul>			
期間	・期間の定めはありません。			
預入方法				
(1)預入方法	・随時預け入れできます。			
(2) 預入金額	・1円以上			
(3)預入単位	<ul><li>1円単位</li></ul>			
払戻方法	・随時払い戻しできます。			
利 息				
(1)適用金利	・1円以上10万円未満、10万円以上30万円未満、30万円以上100万円未満、100万円以上300万円未満、300万円以上の5段階の金額階層別金利設定を行い、毎日の最終残高が各々の金額階層に該当する期間について、該当期間における店頭表示の各々の金額階層の利率を適用します(変動金利)。			
(2) 利払頻度	・毎年3月と9月の当JA所定の日に支払います。			
(3) 計算方法	・毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を1円として1年を 365 日とする日割計算をします。			
(4)税 金	・20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) ※の分離課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。			
(5)金利情報の入手 方法	・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。			
手 数 料	<ul><li>・キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当JAおよびオンライン提携金融</li></ul>			
	機関等の所定の手数料がかかることがあります。			
	・2021年10月1日以降に開設した口座については、一定の期間利用がない場合			
	には、未利用口座管理手数料をいただきます。			
	なお、詳しくは、貯金規定に記載のとおりです。			
付加できる特約事項	・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができま			
	す。 ・ 並通時会との関で答会を移動させるスウィングサービスの取扱いができます			
	・普通貯金との間で資金を移動させるスウィングサービスの取扱いができます。 ・通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳			
	・通帳レスロ座サービス(通帳等の発行に代えて「Aハンクアフリにより通帳レスロ座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いた			
	だくサービス)がご利用になれます。			
貯金保険制度	・ <b>保護対象</b>			
(公的制度)	本体設内家   当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第			
(ARJINIX)	当該灯並は当540歳後性灯並を除く他の灯並寺(主観休護される灯並休候法第 51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、			
	51 宋の2に成定りる沃済州町並(国座町並・首通町並・別段町並のつち、・無利息、   要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合			
	おせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。			
苦情処理措置および	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。) につきま			
紛争解決措置の内容	しては、当 J A本支店または金融部(電話:0478-70-7			
10/ 1.11L0/11 E7/11/14	7 1 5)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等			
	に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の			
	解決を図ります。			
	# 所次を図りまり。   また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)で			
	も、苦情等を受け付けております。			
	おります。			
	初ず解次指値 外部の初ず解次機関を利用して解次を図りたい場合は、次の機関   を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお			
	申し出ください。なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二			
	申し四くたさい。なわ、東京弁護工会、第一東京弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。			
	東京弁護士会には直接わ中し立ていただくことも可能です。 東京弁護士会紛争解決センター			
	(電話:03-3581-0031)			
	,			
	第一東京弁護士会仲裁センター			

	T			
	(電話:03-3595-8588)			
	第二東京弁護士会仲裁センター			
	(電話:03-3581-2249)			
	「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東			
	京三弁護士会」という) では、東京以外の地域のお客様からのお			
	申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便			
	利な地域で手続を進める方法もあります。			
	・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ			
	会議システム等により、共同して解決に当ります。			
	・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移			
	管します。			
	なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているもの			
	ではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京			
	三弁護士会にお問合せください。」			
その他参考となる	・公共料金等の自動支払、および給与・年金・配当金・公社債元利金等の自動受			
事項	取りにはご利用できません。			
	・総合口座の取扱いはできません。			
	・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月10日ま			
	で未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させてい			
	ただきます。			

### 納税準備貯金

(2019年10月1日現在)

	(2019 年 10 月 1 日現在)			
商品名	・納税準備貯金			
ご利用いただける方	・個人および法人(団体を含む。)			
期間	・期間の定めはありません。			
預入方法				
(1)預入方法	・随時預け入れできます。			
(2)預入金額	・1円以上			
(3)預入単位	- 1 円以上 - 1 円単位			
払戻方法	・月内単位・原則として貯金者等の租税納付にあてる場合に払い戻しできます。			
利息	・까則として灯並有寺の忸怩柳門にめてる場合に払い戻しじさより。			
<sup>  1</sup>	- 毎日の約号利索も第田トナナ(亦科人和)			
· / · — · · · — · ·	・毎日の約定利率を適用します(変動金利)。			
(2) 利払頻度	・毎年3月と9月の当JA所定の日に支払います。			
(3)計算方法	・毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を 100 円として 1 年を 365 日 とする日割計算をします。			
(4)税 金	・利息には所得税はかかりませんが、租税納付以外の目的で払い戻した場合に			
	は、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、課税されます。(ただし、			
	貯金者が納税貯蓄組合法にもとづく納税貯蓄組合の組合員である場合には、そ			
	の払戻額の合計額が同法に定める一定金額以下のときは、所得税はかかりませ			
	$\lambda_0$			
   (5) 金利情報の入手	^^。)  ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。			
方法	一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、			
手数料				
付加できる特約事項				
貯金保険制度	・保護対象			
(公的制度)	当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第			
	51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、			
	要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合			
学信処理措置および	わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。			
苦情処理措置および 公条解決世界の内容	わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。) につきま			
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。) につきましては、当 J A 本支店または金融部(電話:0478-70-7			
	わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。  苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または金融部(電話:0478-70-7715)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等			
	わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。  苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。) につきましては、当JA本支店または金融部(電話:0478-70-7715)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の			
	わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。  苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。) につきましては、当JA本支店または金融部(電話:0478-70-7715)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。			
	わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。  苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または金融部(電話:0478-70-7715)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)で			
	わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。  苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または金融部(電話:0478-70-7715)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。			
	わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。  苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または金融部(電話:0478-70-7715)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)で			
	わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。  苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または金融部(電話:0478-70-7715)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。			
	わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。  苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または金融部(電話:0478-70-7715)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。  紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関			
	わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。  苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または金融部(電話:0478-70-7715)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。			
	わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。  苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または金融部(電話:0478-70-7715)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。  粉争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二			
	わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。  苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または金融部(電話:0478-70-7715)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。			
	わせ、元本1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。  苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または金融部(電話:0478-70-7715)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。  外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。東京弁護士会紛争解決センター  (電話:03-3581-0031)			
	わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。  苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または金融部(電話:0478-70-7715)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。  外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。東京弁護士会紛争解決センター  (電話:03-3581-0031) 第一東京弁護士会仲裁センター			
	<ul> <li>わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。</li> <li>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または金融部(電話:0478-70-7715)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。</li> <li>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。東京弁護士会総争解決センター(電話:03-3581-0031)第一東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3595-8588)</li> </ul>			
	おせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。  苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または金融部(電話:0478-70-7715)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。  外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。東京弁護士会紛争解決センター  (電話:03-3581-0031) 第一東京弁護士会仲裁センター  (電話:03-3595-8588) 第二東京弁護士会仲裁センター			
	おせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。  苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または金融部(電話:0478-70-7715)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。  外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。東京弁護士会紛争解決センター (電話:03-3581-0031)第一東京弁護士会仲裁センター (電話:03-3595-8588)第二東京弁護士会仲裁センター (電話:03-3581-2249)			
	わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。  苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または金融部(電話:0478-70-7715)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。東京弁護士会紛争解決センター (電話:03-3581-0031)第一東京弁護士会仲裁センター (電話:03-3581-2249) 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第一東京弁護士会(以下「東			
	おせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。  苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または金融部(電話:0478-70-7715)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。  外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031)第一東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3581-2249)「東京弁護士会、第一東京弁護士会(以下「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、第二東京弁護士会、第一東京弁護士会(以下「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお			
	おせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。  苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または金融部(電話:0478-70-7715)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の多解決センター(電話:03-3581-0031)第一東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3581-2249)「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第一東京弁護士会(以下「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京年護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便			
	おせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。  苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苇情等」という。)につきましては、当JA本支店または金融部(電話:0478-70-7715)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。  粉争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。東京弁護士会総争解決センター(電話:03-3581-0031)第一東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3581-2249)「東京弁護士会、第二東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京主会・第二東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京主会、第二東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。			
	おせ、元本1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。  苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または金融部(電話:0478-70-7715)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。  分争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031)第一東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3581-2249)「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京主会・第一東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京主会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会(以下「東京主会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会(以下「東京主会・第二東京・該本会・第二東京・お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ			
	おせ、元本1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。  苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または金融部(電話:0478-70-7715)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。  分争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031)第一東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3581-2249)「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、第二東京弁護士会、第二東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。			
	おせ、元本1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。  苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または金融部(電話:0478-70-7715)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。  分争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031)第一東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3581-2249)「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京主会・第一東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京主会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会(以下「東京主会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会(以下「東京主会・第二東京・該本会・第二東京・お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ			

	なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる	・租税納付以外の目的で払い戻した場合には、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、店頭に表示する毎日の普通貯金の利率によって計算します。
事項	・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月10日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。

### 出資予約貯金

(2019年10月1日現在)

·	(2019年10月1日現在)			
商品名	・出資予約貯金			
ご利用いただける方	・組合員			
期間	・期間の定めはありません。			
預入方法				
(1)預入方法	・随時預け入れできます。			
(2)預入金額	<ul><li>1円以上</li></ul>			
(3)預入単位				
払戻方法	・1円単位			
	・出資払込に限り払い戻しできます。			
利息	たりの佐台和索と文田 レキ・ト (本利人和)			
(1) 適用金利	・毎日の約定利率を適用します(変動金利)。			
(2)利払頻度	・毎年3月と9月の当JA所定の日に支払います。			
(3)計算方法	・毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を 100 円として 1 年を 365 日			
	とする日割計算をします。			
(4)税 金	- 個人のお客さまは 20.315%(国税 15.315%、地方税 5 %)※の分離課税、			
	法人のお客さまは総合課税となります。			
	※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。			
(5)金利情報の入手	・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。			
方法				
手 数 料	_			
付加できる特約事項	・個人のお客さまはマル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)			
11/44 ( C @ 14/4/4 1, 7/	の取扱いができます。			
	・保護対象			
	* 体設内家   当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第			
(公的制度)				
	51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、			
	要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合			
	わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。			
苦情処理措置および	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきま			
紛争解決措置の内容	しては、当JA本支店または金融部(電話:0478-70-7			
	715)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等			
	に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の			
	解決を図ります。			
	また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)で			
	も、苦情等を受け付けております。			
	紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関			
	を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお			
	申し出ください。なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二			
	東京弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。			
	東京弁護士会紛争解決センター			
	(電話:03-3581-0031)			
	第一東京弁護士会仲裁センター			
	(電話:03-3595-8588)			
	第二東京弁護士会仲裁センター			
	(電話:03-3581-2249)			
	「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東			
	京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお			
	申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便			
	和 と			
	・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ			
	会議システム等により、共同して解決に当ります。			
	・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移			
	管します。			
	なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているもの			

	ではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京 三弁護士会にお問合せください。」		
その他参考となる	・当JAから脱退する場合、または災害その他の事由で当JAがやむを得ないと認めた場合は、出資金払込み以外の目的でも払戻しができます。		
事項	・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月10日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。		

### JA教育資金贈与専用口座

(2023年4月1日現在)

商品名	・JA教育資金贈与専用口座		
ご利用いただける方	※租税特別措置法に基づく教育資金非課税措置の適用を受けるための口座です。 ・直系尊属(曾祖父母、祖父母、父母等)から贈与契約書により教育資金を受贈		
2/11/11 /2/21/ 0/3	した30歳未満の個人		
	・贈与日の属する年の前年分の合計所得金額が 1,000 万円以下であること (2019		
	年4月1日以後の贈与について適用)。		
	※開設可能な専用口座は、お一人さまにつき1口座です。専用口座を開設した場		
	合、他の支店(所)・金融機関で専用口座の開設はできません。		
期間			
(1) 取扱期間	・2013年10月1日~2026年3月31日		
(2)預入期間	・貯金者が30歳に達した日など、一定の要件に該当した日まで		
預入方法	F-17 +11 目目 ナベルは 4.4 ナーナー		
(1)預入方法	・取扱期間内で随時預け入れできます。		
	※直系尊属から贈与された金銭を取得後2ヵ月以内に預入いただきます。 ※預入にあたっては、贈与契約書および教育資金非課税申告書等を当JAに提		
(2)預入金額	・1円以上1,500万円以下		
(3)預入単位	・1円単位		
払戻方法	・原則として貯金者の教育資金の支払にあてる場合に限り払い戻しできます。		
	※専用口座から払い戻す資金を教育資金としてご利用されることを確認する		
	ため、学校等からの領収書等もしくは請求書等を提出いただきます。なお、		
	領収書等の提出がない払い戻しや教育資金以外の払い戻し等については非		
	課税措置の適用を受けることができません。		
	※領収書等に記載の支払年月日と本口座からの払戻日が同じ年に属さない場		
	合、本非課税措置の適用対象外となります。		
	※領収書等もしくは請求書等の内容が教育資金の対象に該当するかどうか、審査・確認するための期間をいただく場合があります。		
	且 曜町 f るためが列用でv たたく勿口がめ f よ f 。		
(1) 適用金利	・毎日の約定利率を適用します(変動金利)。		
(2) 利払頻度	・毎年3月と9月の当JA所定の日に支払います。		
(3) 計算方法	<ul><li>毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を 100 円として 1 年を 365 日</li></ul>		
	とする日割計算をします。		
(4)税 金	・個人のお客さまは 20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) ※の分離課税とな		
	ります。		
(こ) 人利は却のする	※2037年12月31日までの適用となります。		
(5)金利情報の入手 方法	・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。		
手数料			
付加できる特約事項	・個人のお客さまはマル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)		
11.11. 1 C 3 14/14 1/1	の取扱いができます。		
	・キャッシュカードの発行はできません。		
	・給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払(教育資金の支払いは除く)		
	のお取扱いはできません。		
	また、自動送金・自動集金のお取扱いもできません。		
中途解約 	・原則として中途解約はできません。ただし、貯金者が①30歳に達した場合、		
	②31 歳以上でその年中のいずれかの日において学校等に在学した日または教		
	育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講した日があることを、当 JA に		
	届け出なかった場合、③40歳に達した場合、④死亡した場合、⑤貯金残高が   なくなり契約終了の合意があった場合には、口座は解約となります。		
	はくなり突形於了の行息があるた場合には、日座は脾利となりまり。 ・保護対象		
7.1 平 N.1公中71X	NAMES AND		

(公的制度)	当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。		
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。) につきましては、当JA本支店または金融部(電話:0478-70-715)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等で解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359) も、苦情等を受け付けております。		
	粉争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機能を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所に、申し出ください。なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第東京弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031)第一東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3581-2249)「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からの、申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに付利な地域で手続を進める方法もあります。・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレー会議システム等により、共同して解決に当ります。・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を報管します。なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」		
その他参考となる事項			

### JA結婚子育て資金贈与専用口座

(2023年4月1日現在)

商品名	・JA結婚子育て資金贈与専用口座	
	※租税特別措置法に基づく結婚・子育て資金非課税措置の適用を受けるための口	
	座です。	
ご利用いただける方	・直系尊属(曾祖父母、祖父母、父母等)から贈与契約書により結婚・子育て資	
	金を受贈した 20 歳(2022 年 4 月 1 日からは 18 歳)以上 50 歳未満の個人	
	・贈与日の属する年の前年分の合計所得金額が 1,000 万円以下であること (2019)	
	年4月1日以後の贈与について適用)。	
	※開設可能な専用口座は、お一人さまにつき1口座です。専用口座を開設した場	
	合、他の支店(所)・金融機関で専用口座の開設はできません。	
期間		
(1) 取扱期間	・2015年9月1日~2025年3月31日	
(2) 預入期間	・貯金者が 50 歳に達した日など、一定の要件に該当した日まで	
預入方法		
(1)預入方法	・取扱期間内で随時預け入れできます。	
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	※直系尊属から贈与された金銭を取得後2ヵ月以内に預入いただきます。	
	※預入にあたっては、贈与契約書および結婚・子育て資金非課税申告書等を当	
	IAに提出いただきます。	
(2)預入金額	・1 円以上 1,000 万円以下	
(3)預入単位	• 1 円単位	
払戻方法	・原則として貯金者の結婚・子育て資金の支払にあてる場合に限り払い戻しでき	
	ます。	
	※専用口座から払い戻す資金を結婚・子育て資金としてご利用されることを確	
	認するため、領収書等を提出いただきます。なお、領収書等の提出がない払	
	い戻しや結婚・子育て資金以外の払い戻し等については非課税措置の適用を	
	受けることができません。	
	※領収書等に記載の支払年月日と本口座からの払戻日が同じ年に属さない場	
	会、本非課税措置の適用対象外となります。	
	一、本外味枕相直の適用対象外となりより。   ※領収書等の内容が結婚・子育て資金の対象に該当するかどうか、審査・確認	
	※ 関収音等の内谷が結婚・丁月 (負金の対象に該当するがとりが、番鱼・雑誌   するための期間をいただく場合があります。	
 利 息	りるための粉間をいたにく物口がありかより。	
(1) 適用金利	・毎日の約定利率を適用します(変動金利)。	
	・毎年3月と9月の当JA所定の日に支払います。	
(2) 利払頻度 (3) 計算方法	- 毎年3月29月のヨJA別だの日に文払います。 - 毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を 100 円として 1 年を 365 日	
(3) 計算刀伝	・毎日の最終残局 1,000 円以上について内利単位を 100 円として 1 年を 303 日   とする日割計算をします。	
(1) H A		
(4)税 金	・個人のお客さまは 20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) ※の分離課税とな	
	ります。 ※2027 年 12 日 21 日 ナ 本の 英田 し なり ナナ	
(ア) 人知は却のする	※2037年12月31日までの適用となります。	
(5)金利情報の入手	・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。	
方法		
手数料		
付加できる特約事項	・個人のお客さまはマル優 (障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)	
	の取扱いができます。	
	・キャッシュカードの発行はできません。	
	・給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払(結婚・子育て資金の支払い	
	は除く)のお取扱いはできません。	
I AA Am A'	また、自動送金・自動集金のお取扱いもできません。	
中途解約	・原則として中途解約はできません。ただし、①貯金者が 50 歳に達した場合、②貯金	
	者が死亡した場合、③貯金残高がなくなり契約終了の合意があった場合には、ロ	
	座は解約となります。	
<u> </u>	- 保護対象	

(公的制度)	当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。		
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	しては、当JA 715) にお申し に対処する態勢 解決を図ります また、JAバン	相談・苦情(以下「苦情等」という。) につきま本支店または金融部(電話:0478-70-7) 出ください。当 J A では規則の制定など苦情等を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の。 ク相談所(電話:03-6837-1359) でけ付けております。	
	を出弁東(第(第(「京申利でさ会護:京:京:介護士ので調シ調を出弁東(第(第(「京申利・・・おはのが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、の	機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関。上記当JA部またはJAバンク相談所にお申しお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京接お申し立ていただくことも可能です。 争解決センター3581-0031)会仲裁センター3595-8588)会仲裁センター3595-8588)会仲裁センター3581-2249)。 、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東という)では、東京以外の地域のお客様からのお、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便を進める方法もあります。東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ、本京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移、移管調停は全国の弁護士会で実施しているもの。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京問合せください。」	
その他参考となる 事項			

### 成年後見支援貯金 (普通貯金)

(2025年4月1日現在)

商品名	・成年後見支援貯金(普通貯金)
ご利用いただける方	・個人のお客様で、家庭裁判所から成年後見支援貯金の口座開設にかかる「指示書」の発行を受けた方。
期間	・期間の定めはありません。
預入方法	<b>利用ったのはの)などが</b>
(1) 預入方法	・当JAの口座開設店(所)でのみ、預入できます。
(2) 預入金額	・1円以上
(3) 預入単位	<ul><li>1円単位</li></ul>
払戻方法	1117112
(1) 払戻方法	  ・当 J Aの口座開設店(所)窓口でのみ、払戻しできます。
	・家庭裁判所から交付された「指示書」に基づく取扱いとなります。
(2) 払戻金額	・家庭裁判所による「指示書」に記載された金額とします。
(3) その他	・公共料金等の自動引落、インターネットバンキング契約等は、ご利用できませ
	$\mathcal{N}_{\circ}$
(1) 適用金利	・毎日の約定利率を適用します(変動金利)。
(2) 利払頻度	・毎年3月と9月の当JA所定の日に支払います。
(3) 計算方法	・毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を 100 円として 1 年を 365 日
	とする日割計算をします。
(4) 税 金	- 20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) ※の分離課税となります。
(1) 1/11 1/2.	※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。
 (5)金利情報の入手	<ul><li>・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。</li></ul>
方法	
手数料	・この貯金口座の開設、維持・管理にかかる費用として(定時自動送金または振
1 300 11	替サービス「振込」を利用する場合を含みます。)。当JA所定の手数料(取扱
	手数料および振込手数料)がかかります。
付加できる特約事項	・定期交付金の支払手段※として、定時自動送金または振替サービス「振込」の
	利用ができます。ただし、家庭裁判所による「指示書」が必要です。
	※生活費等 毎月一定額を、別途成年被後見人名義の普通貯金口座へ、振込・
	振替するもの。
貯金保険制度	・保護対象
(公的制度)	当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険
	法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、
	「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たす
	もの)を除く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護
	されます。
苦情処理措置および	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきま
紛争解決措置の内容	しては、当JA本支店または金融部(電話:0478-70-7
	715)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等
	に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の
	解決を図ります。
	また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)で
	も、苦情等を受け付けております。
	紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関
	を利用できます。上記当 J A 金融部または J A バンク相談所にお
	申し出ください。なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二
	東京弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。
	東京弁護士会紛争解決センター
	(電話:03-3581-0031)
	第一東京弁護士会仲裁センター

	<del>-</del>
	(電話:03-3595-8588)
	第二東京弁護士会仲裁センター
	(電話:03-3581-2249)
	「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東
	京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお
	申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便
	利な地域で手続を進める方法もあります。
	・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ
	会議システム等により、共同して解決に当ります。
	・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移
	管します。
	なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているもの
	ではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京
	三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる	<ul><li>・1人1口座とします。</li></ul>
事項	・キャッシュカードは発行いたしません。
	・ATM(現金自動貯払機)を利用したお取扱いは、口座開設店舗が管理するA
	TMを利用した入金と記帳のみ可能です。
	・当JAの口座開設店(所)窓口でのお取り扱いに限定いたします。
	・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月10日ま
	で未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させてい
	ただきます。
	1 1000 50 70

### 成年後見支援貯金無利息型<決済用>

(2025年4月1日現在)

商品名	・成年後見支援貯金無利息型<決済用>
ご利用いただける方	・個人のお客様で、家庭裁判所から成年後見支援貯金の口座開設における「指示
= 14714 - 121217	書」の発行を受けた方。
期間	・期間の定めはありません。
預入方法	7911H1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
(1) 預入方法	・当JAの口座開設店(所)でのみ、預入できます。
(2) 預入金額	<ul><li>1円以上</li></ul>
(3) 預入単位	<ul><li>1円数工</li><li>1円単位</li></ul>
	* 1 门平位.
払戻方法	W.T.A.の日应明型は (記) 空日での7、 セランスキャナ
(1) 払戻方法	・当JAの口座開設店(所)窓口でのみ、払戻しできます。
( o )	・家庭裁判所から交付された「指示書」に基づく取扱いとなります。
(2) 払戻金額	・家庭裁判所による「指示書」に記載された金額とします。
(3) その他	・公共料金等の自動引落、インターネットバンキング契約等は、ご利用できませ
	$h_0$
利息	・無利息となります。
手 数 料	・この貯金口座の開設、維持・管理にかかる費用として(定時自動送金または振
	替サービス「振込」を利用する場合を含みます。)。当JA所定の手数料(取扱
	手数料および振込手数料)がかかります。
付加できる特約事項	・定期交付金の支払手段*として、定時自動送金または振替サービス「振込」の
	利用ができます。ただし、家庭裁判所による「指示書」が必要です。
	※生活費等 毎月一定額を、別途成年被後見人名義の普通貯金口座へ、振込・
	振替するもの。
貯金保険制度	・貯金保険制度により全額保護されます。
(公的制度)	
苦情処理措置および 苦情処理措置および	苦情処理措置   本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。) につきま
紛争解決措置の内容	しては、当 J A本支店または金融部(電話: 0 4 7 8 - 7 0 - 7
	715)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等
	に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の
	解決を図ります。
	また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)で
	も、苦情等を受け付けております。
	紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関
	を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお
	申し出ください。なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二
	東京弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。
	東京弁護士会紛争解決センター
	(電話:03-3581-0031)
	第一東京弁護士会仲裁センター
	(電話:03-3595-8588)
	第二東京弁護士会仲裁センター
	(電話:03-3581-2249)
	「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東
	京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお
	申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便
	利な地域で手続を進める方法もあります。
	・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ
	会議システム等により、共同して解決に当ります。
	・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移
	管します。
	なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているもの

	ではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京
	三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる	・1人1口座とします。
事項	・キャッシュカードは発行いたしません。
	・ATM(現金自動貯払機)を利用したお取扱いは、口座開設店舗が管理するA TMを利用した入金と記帳のみ可能です。
	・当JAの口座開設店(所)窓口でのお取り扱いに限定いたします。
	・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月10日ま
	で未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させてい
	ただきます。